

法律第五十六号（平三〇・六・二〇）

◎スポーツ基本法の一部を改正する法律

スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同条第一項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改め、同条第二項中「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改め、同条第三項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に、「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

第二十七条第二項中「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める。

第三十三条第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定（「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。）並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

- 2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三の見出し及び同条第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

（総務・文部科学・内閣総理大臣署名）